

## 「原子力規制委員会” 男の産休” プラン」の実施について

平成30年10月3日

原子力規制庁

### 1. 概要

国家公務員は、育児休業に加え、「男の産休」（配偶者の産前産後期間中に男性職員が取得可能な有給休暇（最大7日間））を取得可能であり、政府目標として、「男の産休」合計5日以上100%（毎年度）取得及び、男性職員の育児休業取得率13%（平成32年）の達成が掲げられている。

これを踏まえ、原子力規制委員会としては、女性が社会で活躍することと、男性が家庭で活躍することは同義であり、働き方改革の実現に必須であるとの基本認識に立ち、今後、男性職員の「男の産休」及び育児休業取得率を定期的に把握するとともに、取得促進のための各種取組（「原子力規制委員会“男の産休”プラン」）を実施する。

職員に対し、幹部によるメッセージの発出、仕事と育児の両立支援制度の周知、相談のあった職員への人事課による支援等、組織を挙げて男性職員の積極的育児参加、育児をしやすい職場環境造りに取り組み、男性職員の「男の産休」及び育児休業取得率の向上を図る。

### 2. 「原子力規制委員会” 男の産休” プラン」（具体的実施策）

具体的には、以下の6つの施策を実施する。

#### （1）長官から全職員に向けたメッセージの配信

原子力規制庁長官から、全職員向けに「男の産休」、育児休業取得促進に向けたメッセージを配信する（参考1）。

#### （2）「” 男の産休” 運用マニュアル」の策定及び周知

仕事と育児の両立支援制度の活用を促進するためには、管理職クラスの理解が必須。そのため、人事課において、幹部職員向けの「” 男の産休” 運用マニュアル」を策定し、周知を行う。

#### <参考>

##### 「” 男の産休” 運用マニュアル」（概要）

- ・管理職員による課室員の業務分担の見直し
- ・管理職員による課室員の制度取得状況の把握及びフォローアップ
- ・管理職員の人事評価シート（業績目標）への目標設定 等

### (3)「プレ・パパママ登録制度」の創設

職員又は配偶者が妊娠後、可能な限り早期に、当該職員の仕事と育児の両立できるライフプランの立案を支援するため、任意で、人事課（ワークライフバランス窓口）へ登録する仕組みを設け、職員の状況を早期に把握し、各種支援制度の紹介等を行う「プレ・パパママ登録制度」を創設する（参考2）。

### (4)「育休プランシート」の一層の活用促進

現在、上司と当該職員が各種支援制度の利用について事前に相談するために、「育休プランシート」（参考3）をポータルサイトに掲載しているが、ほとんど活用されていない。「プレ・パパママ登録制度」と連動させることにより、当該シートの活用を促進する。

### (5)ポータル掲載情報の充実

人事課による、仕事と育児の両立支援制度に係るポータルサイトの情報の充実し、職員に対する情報提供を行う。

### (6)「男の産休」プランのチラシの作成及び配布等

仕事と育児の両立支援制度を周知し、その活用を促すため、人事課において、チラシを作成し、庁内掲示等を行う（参考4）。また、庁内新聞等を活用して、仕事と育児の両立支援制度の職員への紹介を行う。

## 原子力規制委員会の「男の産休」プランに向けたメッセージ

平成30年10月3日  
原子力規制庁長官 安井 正也

少子化問題について真剣に考えなければならない昨今、原子力規制委員会として職員のお子様の誕生を暖かく迎え入れたいと考えています。

「男の産休」について御存じでしょうか。「男の産休」とは、“配偶者出産休暇”及び“育児参加のための休暇”のことを言い、“配偶者出産休暇”（2日間）は職員の配偶者が出産のための入院等の日から出産後2週間までに取得可能、“育児参加のための休暇”（5日間）は出産後8週間までに取得可能な休暇のことです。

原子力規制庁として、配偶者が妊娠した職員にも制度を活用して育児参加できるよう、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を取得しやすい環境を整える一環として、管理職（所属長）に対し、部下の「男の産休」の取得状況を人事評価において重視する等の枠組みを支援していきます。

わたしたちは、人と環境を守ることを究極の使命とする規制機関の一員として、正しいこと、必要とされることを実行に移すのに、ためらいをもってはなりません。ヒトという種の存続が、まずは、新しい命を健やかに育むことに依存している以上、子育てほど、「正しく、必要とされること」は他にありません。「男の産休」はその第一歩です。従前にはない取組であり、ご本人はもとより、職場全体の頭の切り替えが必要かもしれませんが、むしろそうであるからこそ、制約条件を乗り越えて、実行に移しましょう。これは職場全体の課題です。

内閣官房内閣人事局においては、各府省の男性職員による「男の産休」の取得を促進するため、政府目標として全ての男性職員に「男の産休」を合計5日以上取得、政府全体での男性職員の育児休業取得率13%（平成32年）の達成が掲げられています。

これから原子力規制委員会での「男の産休」の取得率アップに向けて、「原子力規制委員会の”男の産休”プラン」として、原子力規制委員会の取組を実施します。同プランの実施にあたり、全職員のご協力・ご理解を御願いたします。

## 《プレパパママ登録用紙》

### ◆プレパパママ登録用紙について◆

職員本人或いは配偶者が妊娠した場合に、本登録用紙に必要事項をご記入の上、ワークライフバランス窓口へ送付を御願いたします。

なお、本登録用紙は任意でのご提出となります。

記入日

YYYY/MM/DD

所 属	
氏 名	
種 別	<input type="checkbox"/> 職員本人が妊娠した。 <input type="checkbox"/> 職員の配偶者が妊娠した。
出産予定日	YYYY/MM/DD
妊娠状況	<input type="checkbox"/> 第一子の出産予定 <input type="checkbox"/> 第二子以降の出産予定
妊娠24週目～ (妊娠した職員のみ)	YYYY/MM/DD
里帰り出産希望 (予定)	



# 《育児プランシート》

平成 年 月 日

所属・官職			
氏名		性別	

<STEP 1> 出産(予定)日を記入してください。

出産(予定)日	
---------	--

<STEP 2> 利用できる両立支援制度の取得対象、取得可能期間、日数等を確認してください。

(以下の日付は、出産(予定)日=入院日としています。)

スケジュール	女性のみ	男性のみ	男女共通
妊娠	深夜勤務及び時間外勤務の制限 健康診査及び保健指導のための職務専念義務免除 業務軽減等 通勤緩和 休息・補食のための職務専念義務免除		
出産予定日前14週間		(多胎児の場合)	
出産予定日前6週間		産前休暇↓(出産)↓産後休暇	
出産		配偶者出産休暇(2日) 育児参加のための休暇(5日)	※出産した女性は産後休暇終了後からの取得となります 育児休業(産後ババ育休制度もあります) 育児短時間勤務 育児時間(1日2時間以内、30分単位) 保育時間(1日2回それぞれ30分以内) 子の看護休暇(年5日、子が2人以上10日) フレックスタイム制(育児を行う職員の特例) 早出遅出勤務 深夜勤務の制限・超過勤務の制限 超過勤務の免除 休憩時間の短縮
出産後2週間			
出産後8週間			
1歳		合計5日以上取得しましょう	
2歳			
3歳			
小学校就学前			
小学校修了まで			▲給与影響あり

<STEP 3> 取得希望、取得希望期間を記入してください。

育児プラン					
	取得希望	取得希望期間	取得できる期間	制度の概要等	請求
女性のみ	深夜勤務・時間外勤務の制限	から まで	妊娠～ (妊娠中から出産後1年以内)	妊産婦である女性職員の深夜勤務及び正規の勤務時間以外の勤務を制限する制度	深夜勤務及び超過勤務等制限請求書
	健康診査・保健指導のための職務専念義務免除	から まで	妊娠～ (妊娠中から出産後1年以内)	妊産婦である女性職員が健康診査及び保健指導の受診のために勤務しないことを認める制度 ・妊娠満23週まで→4週間に1回 ・妊娠満24週から満35週まで→2週間に1回 ・妊娠満36週から出産まで→1週間に1回 ・産後1年間→その間に1回	休暇簿 (特別休暇用)
	業務軽減等	から まで	妊娠～ (妊娠中から出産後1年以内)	妊産婦である女性職員の業務の軽減又は他の簡易な業務に就かせることを認める制度	様式なし(所属長に相談)
	通勤緩和	から まで	妊娠～ (妊娠中の期間)	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるときに、正規の勤務時間の始め又は終わりで勤務しないことを認める制度(1日を通して1時間を超えない範囲)	休暇簿 (特別休暇用)
	休息・補食のための職務専念義務免除	から まで	妊娠～ (妊娠中の期間)	妊娠中の女性職員が母体又は健康保持のため、適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことを認める制度	休暇簿 (特別休暇用)
	産前休暇 産後休暇	から まで	～ (予定日前6週間から産後8週間まで) ～ (予定日前14週間から産後8週間まで)	【産前休暇】6週間以内(多胎妊娠の場合には14週間)に出産予定の女性職員に与えられる休暇 産前6週間(多胎妊娠の場合には14週間)前から出産の日まで 【産後休暇】出産した女性職員に与えられる休暇 出産の翌日から8週間	休暇簿 (特別休暇用)
男性のみ	配偶者出産休暇	から まで	～ (入院等の日から産後2週間まで)	妻の出産に伴う入院の付添い等を行う男性職員に与えられる休暇 妻が出産のため入院する等の日から出産の日後2週間を経過するまで2日以内(日又は時間単位)	休暇簿 (特別休暇用)
	育児参加のための休暇	から まで	～ 1人目: 出産後から産後8週間まで	妻の産前産後期間中に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性職員に与えられる休暇 【1人目の子】生まれた子への授乳や付添いなど 【2人以上】上記プラスの子(小学校就学前)の保育所送迎など(多胎妊娠の場合は予定日前14週から)5日以内(日又は時間単位)	休暇簿 (特別休暇用)
		から まで	～ 2人目: 予定日前6週間から産後8週間まで ～ 2人目: 予定日前14週間から産後8週間まで		
男女共通	育児休業 ▲	から まで	～ (子が3歳になるまで)	子を養育するため、一定期間休業することを認める制度 ・育児休業の期間の延長は、原則一回に限る	育児休業承認請求書 1ヶ月前までに申請
	育児短時間勤務 ▲	から まで	～ (小学校就学の始期に達するまで)	子を養育するため、週38時間45分より短い勤務時間で勤務することを認める制度 ・1日3時間55分/週5日(1週19時間35分) ・1日4時間55分/週5日(1週24時間35分) ・1日7時間45分/週3日(1週23時間15分)等	育児短時間勤務承認請求書 1ヶ月前までに申請
	育児時間 ▲	から まで	～ (小学校就学の始期に達するまで)	子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことを認める制度 ・始業時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した、1日2時間を超えない範囲内(30分単位)	育児時間承認請求書 1ヶ月前までに申請
	保育時間	から まで	～ (子が1歳になるまで)	生後1年未満の子を養育する職員が授乳や託児所等への送迎を行う場合に与えられる休暇 ・授乳や託児所等への送迎を行う場合 1日2回それぞれ30分以内	休暇簿 (特別休暇用)
	子の看護休暇	から まで	～ (小学校就学の始期に達するまで)	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が子を看護する必要がある場合に与えられる休暇 ・負傷、疾病にかかった子の世話や予防を図る措置 ・子が1人1年5日以内、2人以上1年10日以内(日又は時間単位)	休暇簿 (特別休暇用)
	フレックスタイム制(育児を行う職員の特例)	から まで	～ (小学校修了まで)	公務の運営に支障がないと認める場合に、職員の申告を経て勤務時間を割り振ることができる制度 小学校に就学している子を養育する職員は、1日の最長勤務時間を4時間にしたり、日曜日及び土曜日に加えて週休日を設けることもできる	申告・割振り簿 (養育又は介護の状況申出書)
	早出遅出勤	から まで	～ (小学校修了まで)	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員、放課後児童クラブ等に通う小学校に就学している子を迎え又は送りに行く職員に、始業・終業時刻を変更して勤務することを認める制度 ・始業時刻は午前7時以降、終業時刻は午後10時以前に設定	早出遅出勤請求書、深夜勤務制限請求書及び超過勤務制限請求書
	深夜勤務の制限・超過勤務の制限	から まで	～ (小学校就学の始期に達するまで)	【超過勤務】月/24時間、かつ、年/150時間を超えて、超過勤務をしないことができる。 【深夜勤務】午後10時から翌日午前5時までの勤務をしないことができる。	早出遅出勤請求書、深夜勤務制限請求書及び超過勤務制限請求書
	超過勤務の免除	から まで	～ (子が3歳になるまで)	3歳に達するまでの子を養育する職員の超過勤務を免除する制度	
	休憩時間の短縮	から まで	～ (小学校修了まで)	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員、放課後児童クラブ等に通う小学校に就学している子を迎え又は送りに行く職員に、休憩時間を短縮することを認める制度 ・休憩時間が60分の場合→45分又は30分、休憩時間が45分の場合→30分に短縮することが可能	休憩時間変更事由申出書

【参考】妊娠・出産・育児スケジュール



※制度の詳細については、人事院作成「育児・介護のための両立支援ハンドブック」等をご参照ください。

職員各位

# 「男の産休」をとろう。 ～5日取得はボトムライン～

原子力規制委員会  
「男の産休」プラン

## ◆ 「男の産休」とは？

### ① 配偶者出産休暇（2日）

配偶者の入院等の日から出産後2週間までに取得可能

### ② 育児参加のための休暇（5日）

第一子出産：出産後8週間までに取得可能

第二子～出産：出産前6週間～出産後8週間まで取得可能

（上のお子さんのお世話のために、出産前6週間に取得可能）

★ 政府目標、対象職員全員 “「男の産休」を5日以上取得”

## ◆ 「男の産休」・育休について

- ・「男の産休」は特別休暇（有給）、時間単位、分割取得可能
- ・配偶者が妊娠した職員も、育児休業（育休）を取得することが可能。育休の場合、休業中も俸給の67%が手当として支給。所得税も免除

配偶者が妊娠した際には、まずはワークライフバランス窓口へ気軽に御相談ください！！